

<p>(1) <u>確定通知が</u>正しく受信されないことがあった場合</p> <p>(2) <u>本サービスの確定通知を利用して利用者が法令違反を行った場合</u></p> <p>(3) その他両社が確定通知を送信すべきでないと判断した場合</p> <p>(4) <u>確定通知該当月におけるカード利用、且つショッピングリボ払いまたはショッピング分割払い、キャッシングリボ払いの利用残高がない場合</u></p>	<p>(1) <u>MyJ チェック利用者が届け出た E メールアドレスに明細確定通知を送信したにもかかわらず、</u>確定通知が正しく受信されないことがあった場合 <削除></p> <p>(2) その他両社が確定通知を送信すべきでないと判断した場合</p> <p>(3) <u>標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が 0 円である場合</u>確定通知該当月におけるカード利用、且つショッピングリボ払いまたはショッピング分割払い、キャッシングリボ払いの利用残高がない場合</p>	
<p>第6条（本サービスの提供終了） 両社は、MyJ チェック利用者が次のいずれかに該当する場合、MyJ チェック利用者の承諾なくして本サービスの提供を終了し、ご利用代金明細書を発送するものとします。</p>	<p>第6条（本サービスの提供終了） 両社は、MyJ チェック利用者が次のいずれかに該当する場合、MyJ チェック利用者の承諾なくして本サービスの提供を終了し、ご利用代金明細書を発送するものとします。<u>なお、本サービスの提供を終了した場合、MyJ チェック利用者はカード発行会社に対し明細書の発行および送付にかかる明細手数料を会員規約の定めに従い支払うものとします。</u></p>	<p>【改定】 ・実態に合わせるため</p>